

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープなんごう

所在地 大和高田市大字大谷七五八一の一部

二 述べられた意見の概要

南郷池の環境を守る会 代表

- 1 利用する車が約二百台と現行の零台から大変な騒音と排気ガスが当然想定できる。については、敷地内及び周辺に騒音防止、環境浄化のための木々を全面的に配置し、環境のクリーン化を目指し、周辺の大型ショッピングセンターのイズミヤ、オークワ、おくやまと違うレベルの高い評価が受けられるショッピングセンターにしてほしい。
- 2 計画図では、一つの出入口で処理しようとしているが、これでは、敷地内と周辺道路への停滞が避けられない。したがって、入口専用、出口専用と二つの出入口になるよう計画変更されたい。
- 3 開発全体図には、西側の住宅隣接エリアは緑地がない（別図参照）。ここにも緑地帯として、住宅地が見えないように木々を植栽してほしい。
- 4 西側に空調室外機、換気ファンが多数設置されているが、二十四時間の騒音が避けられないので、別の場所に移動してもらいたい。かつ、最低限、騒音が気にならない施設を設置してもらいたい。
- 5 店舗の北側も冷凍機室外機、空調室外機、換気ファンが多数設置されているが、これも、隣接住宅の迷惑にならないように機械本体の無騒音用のものの採用や防音施設の設置等対策を講じられたい。
- 6 住宅と隣接するところに従業員トイレが西側にあるので、場所の移動をして、住宅と隣接しないように悪臭や汚物処理をし、衛生面に配慮されたい。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年三月四日から同年四月四日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで